



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*40 和歌山県立こころの医療センター財務規程の一部を改正する規則 (医務課) 1

○ 告示

1105 大規模小売店舗立地法による有田川町から聴取した意見の概要 (商工振興課) 5

1106 令和5年和歌山県告示第257号(令和5年度随時技能検定の実施)の一部改正 (労働政策課) 5

1107 障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による業務を行う者の変更の届出 (") 5

1108 令和5年度及び令和6年度和歌山県試験研究機関電力調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (農林水産総務課) 6

1109 美浜町土地改良区の役員の就退任 (農業農村整備課) 9

1110 美浜町土地改良区の役員の退任 (") 10

1111 県営ため池等整備事業の工事の完了 (") 10

1112 " (") 10

1113 保安林の指定の解除予定 (森林整備課) 10

1114 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明 (") 11

1115 保安林の指定施業要件の変更 (") 11

1116 " (") 11

1117 " (") 12

1118 " (") 12

○ 公安委員会告示

36 駐車監視員資格者講習の実施 13

38 技能検定員審査及び教習指導員審査の実施 14

○ 選挙管理委員会告示

89 政治団体の届出事項の異動の届出 15

90 政治団体の解散の届出 15

91 政治団体の設立の届出 16

92 衆議院小選挙区和歌山県第1区選出議員補欠選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨 16

○ 公告

入札公告 (農林水産総務課) 17

○ 正誤

令和5年8月18日付け和歌山県報第440号和歌山県告示第952号中 21

令和5年8月18日付け和歌山県報第440号和歌山県告示第953号中 21

規 則

和歌山県規則第40号

和歌山県立こころの医療センター財務規程の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年9月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県立こころの医療センター財務規程の一部を改正する規則

和歌山県立こころの医療センター財務規程（昭和53年和歌山県規則第77号）の一部を次のように改正する。

別記第23号様式を次のように改める。

別記第23号様式(第19条関係)

(その1)

<p style="font-size: small;">登録番号</p> <p>納入通知書兼領収証書</p> <p style="font-size: x-small;">和歌山県立こころの医療センター事業会計 歳入</p> <p style="text-align: center;">様</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr> <td style="width:10%;">年度</td> <td style="width:40%;">納入通知書番号</td> <td style="width:10%;">項</td> <td style="width:10%;">調定番号</td> <td style="width:10%;"></td> </tr> <tr> <td>科目</td> <td>目</td> <td>目</td> <td>節</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">10%対象額</td> </tr> <tr> <td colspan="5">ただし</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(消費税 円)</p> <p>納期限 年 月 日</p> <p>納入場所 ・紀陽銀行本店 又は 支店 ・和歌山県立こころの医療センター 企業出納員又は収納員</p> <p>上記のとおり納入してください。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr> <td style="width:80%;">取引年月日 年 月 日</td> <td style="width:20%;">上記のとおり領収 しました。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">領 収 日付印</td> <td></td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">和歌山県有田郡有田川町庄31番地 和歌山県立こころの医療センター院長 印</p>	年度	納入通知書番号	項	調定番号		科目	目	目	節		10%対象額					ただし					取引年月日 年 月 日	上記のとおり領収 しました。	領 収 日付印		<p style="font-size: small;">登録番号</p> <p>収 納 済 通 知 書</p> <p style="font-size: x-small;">和歌山県立こころの医療センター事業会計 歳入</p> <p style="text-align: center;">様</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr> <td style="width:10%;">年度</td> <td style="width:40%;">納入通知書番号</td> <td style="width:10%;">項</td> <td style="width:10%;">調定番号</td> <td style="width:10%;"></td> </tr> <tr> <td>科目</td> <td>目</td> <td>目</td> <td>節</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">10%対象額</td> </tr> <tr> <td colspan="5">ただし</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(消費税 円)</p> <p>納期限 年 月 日</p> <p>上記金額収納したから通知します。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr> <td style="width:80%;">取引年月日 年 月 日</td> <td style="width:20%;">領収日付印</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">領収日付印</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">和歌山県立こころの医療センター 企業出納員 様</p>	年度	納入通知書番号	項	調定番号		科目	目	目	節		10%対象額					ただし					取引年月日 年 月 日	領収日付印		領収日付印	<p style="font-size: small;">登録番号</p> <p>原 符</p> <p style="font-size: x-small;">和歌山県立こころの医療センター事業会計 歳入</p> <p style="text-align: center;">様</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr> <td style="width:10%;">年度</td> <td style="width:40%;">納入通知書番号</td> <td style="width:10%;">項</td> <td style="width:10%;">調定番号</td> <td style="width:10%;"></td> </tr> <tr> <td>科目</td> <td>目</td> <td>目</td> <td>節</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">10%対象額</td> </tr> <tr> <td colspan="5">ただし</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(消費税 円)</p> <p>納期限 年 月 日</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr> <td style="width:80%;">取引年月日 年 月 日</td> <td style="width:20%;">領収日付印</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">領収日付印</td> </tr> </table>	年度	納入通知書番号	項	調定番号		科目	目	目	節		10%対象額					ただし					取引年月日 年 月 日	領収日付印		領収日付印
年度	納入通知書番号	項	調定番号																																																																							
科目	目	目	節																																																																							
10%対象額																																																																										
ただし																																																																										
取引年月日 年 月 日	上記のとおり領収 しました。																																																																									
領 収 日付印																																																																										
年度	納入通知書番号	項	調定番号																																																																							
科目	目	目	節																																																																							
10%対象額																																																																										
ただし																																																																										
取引年月日 年 月 日	領収日付印																																																																									
	領収日付印																																																																									
年度	納入通知書番号	項	調定番号																																																																							
科目	目	目	節																																																																							
10%対象額																																																																										
ただし																																																																										
取引年月日 年 月 日	領収日付印																																																																									
	領収日付印																																																																									
注意：納入時は各片を切り離さずに紀陽銀行へ提出してください。領収書は受け取って、大切に保管してください。 (納入者保管)	(紀陽銀行 → 和歌山県立こころの医療センター)	(収納機関 保管)																																																																								

(その2)

登録番号				登録番号				登録番号			
納入通知書兼領収証書				収納済通知書				原 符			
和歌山県立こころの医療センター事業会計 歳入				和歌山県立こころの医療センター事業会計 歳入				和歌山県立こころの医療センター事業会計 歳入			
様				様				様			
年度		納入通知書番号		年度		納入通知書番号		年度		納入通知書番号	
項目		項		項目		項		項目		項	
目		節		目		節		目		節	
課税対象外額				課税対象外額				課税対象外額			
ただし				ただし				ただし			
(消費税 円)				(消費税 円)				(消費税 円)			
納期限 年 月 日				納期限 年 月 日				納期限 年 月 日			
納入場所 ・紀陽銀行本店 又は 支店 ・和歌山県立こころの医療センター 企業出納員又は収納員											
上記のとおり納入してください。				上記金額収納したから通知します。							
取引年月日		年 月 日		取引年月日		年 月 日		領収日付印		領収日付印	
領 収 日 付 印				和歌山県立こころの医療センター 企業出納員 様							
和歌山県有田郡有田川町庄31番地 和歌山県立こころの医療センター院長 印											
注意：納入時は各片を切り離さずに紀陽銀行へ提出してください。領収書は受け取って、大切に保管してください。											
(納入者保管)				(紀陽銀行 → 和歌山県立こころの医療センター)				(収納機関 保管)			

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1105号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により有田川町から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和5年9月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コメリパワー吉備店

和歌山県有田郡有田川町大字熊井475番地

2 意見の対象となった届出に係る告示

令和5年和歌山県告示第601号

3 意見の概要

なし

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県有田振興局地域振興部企画産業課（有田郡湯浅町湯浅2355-1）

有田川町産業振興部商工観光課（有田郡有田川町大字中井原136番2）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和5年9月29日から同年10月30日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1106号

令和5年和歌山県告示第257号（令和5年度随時技能検定の実施）の一部を次のように改正し、令和5年9月29日から適用する。

令和5年9月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

本文中「パン製造（パン製造作業）」の次に「、ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）」を、「石材加工、パン製造」の次に「、ハム・ソーセージ・ベーコン製造」を加える。

和歌山県告示第1107号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第28条の業務を行う者から、次のとおり変更する旨の届出があったので、公示する。

令和5年9月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 法第28条の業務を行う者の名称

社会福祉法人きのかわ福祉会

2 変更する事項等

(1) 変更する事項

事務所の所在地

(2) 変更内容

(変更前) 和歌山県岩出市宮71-1 パストラルビル1階

(変更後) 和歌山県岩出市東坂本6番地1

3 変更年月日

令和5年8月21日

和歌山県告示第1108号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、令和5年度及び令和6年度和歌山県試験研究機関電力調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和5年9月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する調達の名称及び数量並びに契約期間

(1) 調達の名称及び数量

令和5年度及び令和6年度和歌山県試験研究機関電力調達

ア 和歌山県農業試験場

予定契約電力 53kW 予定調達電力量 168,965kWh

イ 和歌山県農業試験場暖地園芸センター

予定契約電力 77kW 予定調達電力量 138,939kWh

ウ 和歌山県果樹試験場

予定契約電力 75kW 予定調達電力量 134,667kWh

エ 和歌山県果樹試験場かき・もも研究所

予定契約電力 49kW 予定調達電力量 60,106kWh

オ 和歌山県果樹試験場うめ研究所

予定契約電力 63kW 予定調達電力量 151,695kWh

カ 和歌山県畜産試験場

予定契約電力 38kW 予定調達電力量 121,640kWh

キ 和歌山県畜産試験場養鶏研究所

予定契約電力 21kW 予定調達電力量 50,675kWh

ク 和歌山県林業試験場

予定契約電力 48kW 予定調達電力量 78,028kWh

ケ 和歌山県水産試験場

予定契約電力 153kW 予定調達電力量 431,199kWh

コ 和歌山県水産試験場内水面試験地

予定契約電力 42kW 予定調達電力量 148,670kWh

合計（1年間）予定調達電力量 1,484,584kWh

(2) 契約期間

令和6年2月1日から令和7年1月31日までの1年間（令和6年2月1日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して1年間）とする。ただし、本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定により締結する長期継続契約であるので、本契約期間中であっても令和6年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は、本契約を解除することがある。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査申請の時点から落札決定の日までの間ににおいて、次の要件をいずれも満たしている者（調達物品を共同して納入することを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）を含む。）とする。

なお、コンソーシアムにあっては、その構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができないものとする。

(1) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号。以下「要綱」という。）第3条第1号から第5号まで、第8号及び第9号の要件を満たす者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(2) 申請日において、1年以上の電気供給に係る営業経験を有する者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者（以下「小売電気事業者」という。）であること。

コンソーシアムにあっては、少なくとも代表者となる構成員がこの要件を満たす者であること。

(4) 申請日において、和歌山県電力の調達に係る環境配慮方針（令和5年4月1日策定。以下「環境配慮方針」という。）に基づく入札参加資格の要件を満たしている者又は満たしていない者でこの一般競争入札の開札の日の前日までに入札参加資格の要件を満たす見込みであるものであること。

コンソーシアムにあっては、2の（3）の要件を満たす者の全部がこの要件を満たす者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類及びその配布方法等は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、ア及びヌの書類については代表者が、イからクまで並びにサ及びシの書類については構成員ごとに、ケ及びコの書類については構成員のうち小売電気事業者である者ごとに、それぞれ作成の上、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 業務状況調書

ウ 役員等に関する調書

エ 法人にあっては、申請日において発行後3か月を経過していない登記事項証明書の原本又はその写し

オ 個人にあっては、申請日において発行後3か月を経過していない住民票の原本又はその写し

カ 直近1年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書の原本又はその写しで、申請日において発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあっては、和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目

（ウ）個人にあっては、県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税）

ク 2の（2）の要件を満たしていることを証する書面として、電気供給に係る契約実績を証する書類の写し

ケ 2の（3）の要件を満たしていることを証する書面の写し

コ 2の（4）の要件を満たしていることを証する書面として、和歌山県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書（以下「電力調達契約評価項目報告書」という。）及びその内容を確認できる資料

サ 誓約書

シ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

ス コンソーシアムにあっては、コンソーシアム構成員表及びコンソーシアム協定書の写し

- (2) (1) のアからウまで及びコ（電力調達契約評価項目報告書に限る。）からス（コンソーシアム構成員表に限る。）までに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、これらの用紙は、令和5年9月29日（金）から同年10月16日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。
- (3) 要綱の規定に基づく競争入札参加資格者名簿の業務種目「（大分類）18物品調達（小分類）1物品販売」に登載されている者は、競争入札参加資格審査結果通知書の写しをもって、(1) のウからキまでの書類の提出に代えることができる。
- (4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和5年9月29日（金）から同年10月12日（木）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、和歌山県農林水産部農林水産政策局農林水産総務課（以下「和歌山県農林水産総務課」という。）に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
- (5) (4) の質問に対する回答は、令和5年10月19日（木）午後5時までに書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

また、その内容については、5の和歌山県農林水産総務課のホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070100/index.html>）に公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和5年9月29日（金）から同年10月20日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、郵送による場合は、書留郵便により令和5年10月20日（金）午後5時までに5に掲げる場所に必着させなければならない。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県農林水産総務課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁東別館3階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2863

ファクシミリ番号 073-433-3024

なお、3の(5)の和歌山県農林水産総務課のホームページから資格審査申請書類をダウンロードすることができる。

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格審査結果通知書を令和5年11月1日（水）までに郵送により送付する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して郵送により送付するものとする。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、令和5年11月7日（火）までに書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対しては、令和5年11月10日（金）までに書面により回答するものとする。

(5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第1109号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、美浜町土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和5年9月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 退任した役員（令和5年3月31日退任）

職名	氏名	住所
理事	和田敏弘	日高郡美浜町大字和田1588番地
理事	濱田喜弘	日高郡美浜町大字和田1273番地の内1号
理事	狩谷富敬	日高郡美浜町大字和田1218番地の3
理事	稲葉茂幸	日高郡美浜町大字和田1148番地の2
理事	寺井秀則	日高郡日高町大字小池354番地
理事	吉田敬	日高郡美浜町大字和田409番地
理事	狩谷実男	日高郡美浜町大字和田1045番地
理事	山本勝	日高郡美浜町大字和田454番地
理事	塩崎葵	日高郡美浜町大字和田225番地
理事	汐崎安男	日高郡美浜町大字和田337番地
理事	田口則男	日高郡美浜町大字和田494番地
理事	若野博一	日高郡美浜町大字和田355番地
理事	出口雅久	日高郡美浜町大字和田495番地
理事	塩崎祐司	日高郡美浜町大字和田184番地の21
監事	狩谷公栄	日高郡美浜町大字和田1095番地の内1号
監事	山西茂好	日高郡美浜町大字和田1662番地

2 就任した役員（令和5年4月1日就任）

職名	氏名	住所
理事	和田敏弘	日高郡美浜町大字和田1588番地
理事	濱田喜弘	日高郡美浜町大字和田1273番地の内1号
理事	狩谷富敬	日高郡美浜町大字和田1218番地の3
理事	稲葉茂幸	日高郡美浜町大字和田1148番地の2
理事	寺井秀則	日高郡日高町大字小池354番地
理事	吉田敬	日高郡美浜町大字和田409番地
理事	狩谷実男	日高郡美浜町大字和田1045番地
理事	山本勝	日高郡美浜町大字和田454番地
理事	塩崎葵	日高郡美浜町大字和田225番地
理事	汐崎安男	日高郡美浜町大字和田337番地
理事	田口則男	日高郡美浜町大字和田494番地
理事	若野博一	日高郡美浜町大字和田355番地
理事	出口雅久	日高郡美浜町大字和田495番地
理事	塩崎祐司	日高郡美浜町大字和田184番地の21
理事	道端ゆみ子	日高郡美浜町大字和田464番地の1
理事	山西智子	日高郡美浜町大字和田1662番地
監事	狩谷公栄	日高郡美浜町大字和田1095番地の内1号

監事 山西茂好 日高郡美浜町大字和田1662番地
監事 村井浩治 御坊市湯川町丸山1番地8

和歌山県告示第1110号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、美浜町土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和5年9月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 退任した役員（令和5年4月14日退任）
職名 氏 名 住 所
理事 和田敏弘 日高郡美浜町大字和田1588番地
- 2 退任した役員（令和5年4月28日退任）
職名 氏 名 住 所
理事 汐崎安男 日高郡美浜町大字和田337番地

和歌山県告示第1111号

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年9月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 事業名 県営ため池等整備事業 大池（山）地区
- 2 確定年月日 平成29年12月8日
- 3 工事を完了した時期 令和4年3月29日

和歌山県告示第1112号

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年9月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 事業名 県営ため池等整備事業 三ツ池下池地区
- 2 確定年月日 令和4年10月13日
- 3 工事を完了した時期 令和5年6月21日

和歌山県告示第1113号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和5年9月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 解除予定保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字高津気字大谷1187の3、1187の4、1188の2、1189の17、1189の18（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1114号

令和5年和歌山県告示第1018号（以下「告示第1018号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を古座川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和5年9月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 所在が不明である通知の相手方
尾崎一朗
平井太吉
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第1018号のとおり

和歌山県告示第1115号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年9月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
田辺市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1116号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年9月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 岩出市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 干害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び那賀振興局農林水産振興部林務課並びに岩出市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1117号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年9月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1118号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年9月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第36号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イに規定する講習（以下「駐車監視員資格者講習」という。）を次のとおり実施する。

令和5年9月29日

和歌山県公安委員会委員長 竹田 純久

1 駐車監視員資格者講習の実施日時、実施場所及び受講定員

(1) 実施日時

講習1日目	令和5年11月30日（木）午前9時30分から午後6時まで （受付時間 午前9時から午前9時30分まで）
講習2日目	令和5年12月1日（金）午前9時30分から午後6時まで （受付時間 午前9時から午前9時30分まで）
修了考査	令和5年12月8日（金）午前9時30分から午前10時30分まで （受付時間 午前9時から午前9時20分まで）

(2) 実施場所

和歌山市西1番地

交通センター3階 会議室

(3) 受講定員

6人

2 受講手続に関する事項

(1) 申込みの方法

駐車監視員資格者講習を受講しようとする者（以下「申込者」という。）は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を（3）に掲げる提出先を経由して和歌山県公安委員会に提出するものとする。

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書（写真（受講の申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。以下同じ。）を貼付したものに限る。）

イ 駐車監視員資格者講習受講票（写真を貼付したものに限る。以下「受講票」という。）

ウ 運転免許証等申込者が本人であることを証するものの写し

(2) 手続の流れ

ア 申込者は、申込書等を提出した後、駐車監視員資格者講習の実施日時、実施場所等を記載した駐車監視員資格者講習指定書（以下「講習指定書」という。）及び駐車監視員資格者講習手数料納付書（以下「納付書」という。）を受け取ること。

イ 駐車監視員資格者講習の1日目の講習実施場所の受付において、講習手数料の額に相当する和歌山県証紙を貼付した納付書により講習手数料を納付し、講習指定書を提出した上で受講票を受け取ること。

(3) 申込書等の提出先

ア 申込者が和歌山県内に住所地を有する者の場合

申込者の住所地を管轄する警察署交通課

イ 申込者が和歌山県外に住所地を有する者の場合

和歌山県警察本部交通部交通指導課駐車違反取締センター

(4) 申込書等の提出時期

令和5年9月29日（金）から同年10月31日（火）までの間（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39条）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間

(5) 講習手数料

ア 講習手数料の額は、20,000円とする。

イ 現金での納付は、受け付けない。

3 留意事項

- (1) 郵送による申込みは、受け付けない。
- (2) 受講定員に達した場合は、その時点で受付を締め切る。
- (3) 駐車監視員資格者講習を2日間受講し、修了考査を受け、合格した者に対して、駐車監視員資格者講習修了証明書を郵送する。

4 問合せ先等

(1) 問合せ先

和歌山市西1番地 交通センター内

和歌山県警察本部交通部交通指導課駐車違反取締センター

電話番号 073-473-0356

(2) 駐車監視員資格者講習受講申込書、受講票及び納付書の備付場所

和歌山県警察本部交通部交通指導課駐車違反取締センター及び和歌山県内の各警察署交通課

和歌山県公安委員会告示第38号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「国家公安委員会規則」という。）第1条及び第10条第1項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

令和5年9月29日

和歌山県公安委員会委員長 竹田 純久

1 審査の種類等

種類	内容	期 日	場 所
技能検定員審査（大型） 技能検定員審査（中型） 技能検定員審査（準中型） 技能検定員審査（普通） 技能検定員審査（大特） 技能検定員審査（大自二） 技能検定員審査（普自二） 技能検定員審査（牽〔けん〕引） 技能検定員審査（大型二種） 技能検定員審査（中型二種） 技能検定員審査（普通二種）	技能検定に関する技能及び知識	令和5年11月13日（月）及び同月15日（水）から同月17日（金）まで	和歌山市西11番地 交通センター内 和歌山県警察本部 交通部運転免許課
教習指導員審査（大型） 教習指導員審査（中型） 教習指導員審査（準中型） 教習指導員審査（普通） 教習指導員審査（大特） 教習指導員審査（大自二） 教習指導員審査（普自二） 教習指導員審査（牽〔けん〕引） 教習指導員審査（大型二種） 教習指導員審査（中型二種） 教習指導員審査（普通二種）	教習に関する技能及び知識		

2 申請手続

(1) 申請の受付期間

令和5年10月16日（月）から同月23日（月）までの毎日（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）午前9時から午後5時まで

(2) 申請場所

和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部交通部運転免許課

(3) 申請に必要な書類等

- ア 運転免許証
- イ 審査申請書(申請場所で所定の用紙を交付する。)
- ウ 国家公安委員会規則第17条各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- エ 写真(申請前6か月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの無帽、正面、上三分身、無背景のもの) 1枚

(4) 技能検定員及び教習指導員審査手数料

審査の種類ごとに和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)で定める金額

3 審査についての問合せ先

和歌山県警察本部交通部運転免許課講習・教習所係(電話073-473-0110 内線364)

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第89号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年9月29日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
岩田弘彦後援会	田中秀夫	会計責任者	田中祥高	西谷章	令和5.2.12
日本臨床検査技師連盟和歌山県支部	田中規仁	主たる事務所の所在地	和歌山市西庄782番地の9	海南市日方229	令和5.8.10
		代表者	田中規仁	脇村小津江	令和5.8.10
中井じゅん後援会	藤本強	会計責任者	中井朱美	中井由岐美	令和5.8.3
林佑美後援会	林佑美	主たる事務所の所在地	和歌山市伝法橋南ノ丁12-1-302	和歌山市十二番丁31番地 雑賀ビル1階	令和5.8.5
和歌山県介護政治連盟	土山憲一郎	主たる事務所の所在地	海南市七山964-1	東牟婁郡串本町二色160	令和5.8.21
		会計責任者	森本修司	和田吉男	令和5.8.21
岡本としなが後援会	岡本年永	主たる事務所の所在地	橋本市古佐田二丁目2番2号 岡本ビル1階	和歌山市友田町4丁目16番地 吉田ビル2階S号室	令和5.8.31

和歌山県選挙管理委員会告示第90号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、

同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年9月29日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
福岡くに子後援会	福本晴子	令和 4.7.31
小林総一後援会	小林総一	令和 4.8.1

和歌山県選挙管理委員会告示第91号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年9月29日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党和歌山県西牟婁郡第三支部	三栖拓也	坂本靖之	西牟婁郡白浜町3781-9	令和 5.9.1

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
井本司後援会	井本司	井本司	西牟婁郡白浜町日置303-2	令和 5.8.4
岩本まさゆき後援会	岩本昌之	岩本真紀	有田郡広川町南金屋193-5	令和 5.8.7
崎山順吉後援会	崎山順吉	崎山真喜子	有田郡広川町広1311	令和 5.8.7

和歌山県選挙管理委員会告示第92号

令和5年4月23日執行の衆議院小選挙区和歌山県第1区選出議員補欠選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告書の要旨について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年9月29日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和5年4月23日執行 衆議院小選挙区和歌山県第1区選出議員補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 23,672,400円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	林 佑美	候補者届出政党 又は所属党派	日本維新の会
出納責任者氏名	横田 朋大	期間	3月16日から 5月1日まで 第1回分

<p>収入</p> <p>主たる寄附 (氏名・団体名) (職業) (寄附額)</p> <p>日本維新の会 政党 3,000,000円</p> <p>林佑美後援会 政治団体 2,000,000円</p> <p>日本維新の会和歌山県総支部 政党 120,000円</p> <p>その他の寄附 件 円</p> <p>その他の収入 2,000,000円</p> <p>今回計 7,120,000円</p> <p>前回計 円</p> <p>総計 7,120,000円</p>	<p>支出</p> <p>人件費 657,500円</p> <p>家屋費 216,000円</p> <p>選挙事務所費 216,000円</p> <p>集会会場費 円</p> <p>通信費 6,084円</p> <p>交通費 372,566円</p> <p>印刷費 1,629,000円</p> <p>広告費 932,957円</p> <p>文具費 24,400円</p> <p>食糧費 48,161円</p> <p>休泊費 28,000円</p> <p>雑費 222,181円</p> <p>今回計 4,136,849円</p> <p>前回計 円</p> <p>総計 4,136,849円</p>
--	---

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	273,000円
ビラの作成	476,000円
ポスターの作成	792,000円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	169,839円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	214,404円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	204,770円
政見放送のための録画等	-
計	2,130,013円

報告書受理年月日	令和5年8月23日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公 告

入 札 公 告

令和5年度及び令和6年度和歌山県試験研究機関電力調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和5年9月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達の名称及び数量

令和5年度及び令和6年度和歌山県試験研究機関電力調達

ア 和歌山県農業試験場

予定契約電力 53kW 予定調達電力量 168,965kWh

イ 和歌山県農業試験場暖地園芸センター

	予定契約電力	77kW	予定調達電力量	138,939kWh
ウ	和歌山県果樹試験場			
	予定契約電力	75kW	予定調達電力量	134,667kWh
エ	和歌山県果樹試験場かき・もも研究所			
	予定契約電力	49kW	予定調達電力量	60,106kWh
オ	和歌山県果樹試験場うめ研究所			
	予定契約電力	63kW	予定調達電力量	151,695kWh
カ	和歌山県畜産試験場			
	予定契約電力	38kW	予定調達電力量	121,640kWh
キ	和歌山県畜産試験場養鶏研究所			
	予定契約電力	21kW	予定調達電力量	50,675kWh
ク	和歌山県林業試験場			
	予定契約電力	48kW	予定調達電力量	78,028kWh
ケ	和歌山県水産試験場			
	予定契約電力	153kW	予定調達電力量	431,199kWh
コ	和歌山県水産試験場内水面試験地			
	予定契約電力	42kW	予定調達電力量	148,670kWh
	合計（1年間）予定調達電力量			1,484,584kWh

(2) 調達の場所

- ア 和歌山県農業試験場 紀の川市貴志川町高尾160
- イ 和歌山県農業試験場暖地園芸センター 御坊市塩屋町南塩屋724
- ウ 和歌山県果樹試験場 有田郡有田川町奥751-1
- エ 和歌山県果樹試験場かき・もも研究所 紀の川市粉河3336
- オ 和歌山県果樹試験場うめ研究所 日高郡みなべ町東本庄1416-7
- カ 和歌山県畜産試験場 西牟婁郡すさみ町見老津1
- キ 和歌山県畜産試験場養鶏研究所 日高郡日高川町船津1090-1
- ク 和歌山県林業試験場 西牟婁郡上富田町生馬1504-1
- ケ 和歌山県水産試験場 東牟婁郡串本町串本1557-20
- コ 和歌山県水産試験場内水面試験地 紀の川市桃山町調月32-3

(3) 仕様等

仕様書（1）から（10）までによる。

(4) 契約期間

令和6年2月1日から令和7年1月31日までの1年間（令和6年2月1日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して1年間）とする。ただし、本契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定により締結する長期継続契約であるので、本契約期間中であっても令和6年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、本契約を解除することがある。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和5年和歌山県告示第1108号に規定する令和5年度及び令和6年度和歌山県試験研究機関電力調達に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県農林水産部農林水産政策局農林水産総務課（以下「和歌山県農林水産総務課」という。）

(2) 期間

令和5年9月29日（金）から同年10月16日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3 (1) に同じ。

なお、和歌山県農林水産総務課のホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070100/index.html>）から仕様書及び入札説明書をダウンロードすることができる。

(2) 期間

3 (2) に同じ。

(3) 仕様書及び入札説明書について質問がある者は、令和5年9月29日（金）から同年10月12日（木）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時までの間において、和歌山県農林水産総務課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

(4) (3) の質問に対する回答は、令和5年10月19日（木）午後5時までに書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

また、その内容については、(1) の和歌山県農林水産総務課のホームページに公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

5 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁東別館5階 農林水産部会議室

イ 入札日時

令和5年11月9日（木）午後2時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書又はその写しを持参するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この一般競争入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和5年11月8日（水）午後5時までに和歌山県農林水産総務課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

調達物品を共同して納入することを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソー

シウム」という。)にあっては、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができる。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができる。

9 入札の無効に関する事項

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらの要件のいずれかに該当するときは、当該コンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県農林水産総務課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県農林水産総務課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所には出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

(7) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県農林水産総務課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2863 (直通)

ファクシミリ番号 073-433-3024

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Total electricity about 1,484,584kWh to use at the Wakayama Prefectural Institutes for Agriculture, Forestry and Fisheries

(2) Date and time for tender :

2:00 p.m. 9 November 2023 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m. 8 November 2023)

(3) Contact point for the notice :

Agriculture, Forestry and Fisheries General Affairs Division, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2863

FAX 073-433-3024

正 誤

正 誤

令和5年8月18日付け和歌山県報第440号和歌山県告示第952号中

ページ	誤	正
7	令和5年7月18日	令和5年7月20日

正 誤

令和5年8月18日付け和歌山県報第440号和歌山県告示第953号中

ページ	誤	正
	1の地点 基点から24度45分41秒 1,748.33mの地点	1の地点 基点から24度45分43秒 1,748.321mの地点
	2の地点 1の地点から342度30分22秒 0.71mの地点	2の地点 1の地点から342度33分16秒 0.729mの地点
	3の地点 2の地点から72度30分03秒 15.61mの地点	3の地点 2の地点から72度30分07秒 15.608mの地点
	4の地点 3の地点から347度48分05秒 19.40mの地点	4の地点 3の地点から347度48分06秒 19.404mの地点

8	5の地点 点	4の地点から69度56分10秒	1.23mの地 点	5の地点 点	4の地点から69度58分22秒	1.221mの地 点
	6の地点 点	5の地点から167度48分05秒	2.20mの地 点	6の地点 点	5の地点から167度40分50秒	2.194mの地 点
	7の地点 点	6の地点から257度48分05秒	0.50mの地 点	7の地点 点	6の地点から257度45分44秒	0.504mの地 点
	8の地点 点	7の地点から167度48分05秒	16.65mの 地点	8の地点 点	7の地点から167度45分41秒	16.650mの 地点
	9の地点 点	8の地点から164度43分31秒	1.37mの地 点	9の地点 点	8の地点から165度12分03秒	1.348mの 地点
	26.50m ²			26.59m ²		